

新体系定着支援事業実施要綱

1 目的

新体系移行後の事業所が事業を円滑に実施するため、経営の改善に関する計画を策定・実施している事業所に対し、従前の月払いによる報酬額の90%を保障し、事業終了後の安定的な事業運営を図る。

2 事業の内容

(1) 本事業の実施主体は市町村（障害児入所施設については県）とする。

(2) 経営の改善に関する計画の策定・実施等

ア 法人

(7) 事業所設置者である法人において、経営の改善に関する計画（以下、「経営改善計画」という。）を定めるものとし、経営改善計画（様式任意。別添を参考様式とする。）においては、以下に掲げる事項を定めるものとする。

- a 現在の経営状況（収支状況、事業活動状況等）
- b 経営における改善点
- c 改善に向けた具体的方策
- d c を実行・実現するための工程表
- e その他、経営改善のために必要な事項

(イ) 策定した経営改善計画について県に対し提出を行う。

(ウ) 経営改善計画の進捗状況について、四半期ごとに県に対し報告を行い、必要に応じて見直しを行う。

イ 県

(7) 県は事業所の指定や指導等の役割を担っていることから、事業所の経営の改善について、事業所の所在市町村と連携をとりつつ、必要に応じ支援・助言等を行う。

（具体的な内容）

- a 管内の事業所の経営状況を踏まえ、コンサルタント等による経営改善に関する説明会、研修会又は派遣等による必要な支援を行う。
- b 策定された経営改善計画について、内容が適切かつ十分なものであるか確認の上で決定し、以降、報告のあった進捗状況に関し、地域のサービスニーズにあわせたアドバイス等、必要に応じて助言を行う。

注 経営改善計画に策定については、平成24年9月30日頃までに決定が行われていれば助成対象とすることができます。

(3) 新体系移行後における激変緩和措置

i) 新体系事業の場合

経営改善計画を適切に策定・実施している事業所が、平成18年度から平成24年4月1日までの間に、次のアに掲げる施設が次のイのいずれかの事業に転換した場合であって、新体系移行後の報酬額が旧体系における報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

ア 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、旧知的障害者地域生活援助事業、精

神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、旧精神障害者地域生活援助事業、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型、精神障害者地域生活支援センター又は障害児施設

注1 各入所施設の通所部及び各施設の分場を含むものとする。

注2 地方公共団体が設置した施設は含むものとする。

注3 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

イ 療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助事業所若しくは共同生活介護事業所又は障害者支援施設

注1 基準該当事業所は含まないものとする。

注2 地方公共団体が設置した施設は含むものとする。

注3 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

注4 多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設については、一の事業所又は一の施設として取り扱うものとする。

注5 共同生活介護及び共同生活援助については、個々の共同生活住居単位で比較するのではなく、事業所単位で比較することとし、共同生活介護及び共同生活援助を一体的にを行う事業所については、これらを一の事業所として取り扱うものとすること。

ii) 障害児施設の場合

平成18年9月においてサービスの提供実績を有する障害児施設について、平成24年4月以降の報酬額が従前の月払いによる報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

注1 各入所施設の通所部を含むものとする。

注2 地方公共団体が設置した施設を含むものとする。

注3 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

(4) 生活介護及び施設入所支援の基本報酬算定構造の変更に伴う激変緩和措置

平成21年4月の報酬改定により、生活介護及び施設入所支援の基本報酬単価が、前年度の平均障害程度区分に基づく評価から利用者個人の障害程度区分に応じた評価に改められることとなったことから、これにより、当該事業所等の平成21年4月以降における基本報酬単価に人員配置体制加算及び夜勤職員配置体制加算等を加えた額が、平成21年3月における基本報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

注1 「(3)の新体系移行後における激変緩和措置」及び「(4)の生活介護及び施設入所支援の基本報酬算定構造の変更に伴う激変緩和措置」のいずれにも該当する場合は、各月ごとにいずれか一方のみを算定できること。

注2 基準該当事業所は含まないものとする。

注3 地方公共団体が設置した施設を含むものとする。

注4 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

3 助成額

助成額の算定方法は、新体系定着支援事業事務処理要領の3のとおりとする。

4 利用者負担

本事業の実施に当たって、利用者からの負担を求めてはならないものであること。

5 補助割合

- (1) 障害者施設及び障害児施設（通所に限る）の場合
国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4
- (2) 障害児施設（入所に限る）の場合
国：1／2、都道府県（児童相談所設置市）：1／2

6 実施時期

平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。（平成24年4月実績分の請求から対象となる。）

附 則（平成24年9月4日福祉保健部長決裁）

この要綱は、平成24年9月4日から施行し、平成24年度の予算から適用する。